

2026 年 1 月吉日

排出事業者 及び 窓口会社 各位

株式会社パブリック
企画営業部
TEL 0875-57-1300

廃掃法施行規則第 8 条の 4 の 2 改正に関するご案内

拝啓

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026 年 1 月 1 日付で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部が改正されます。これにより、第一種指定化学物質等取扱事業者（PRTR 対象事業者）であり、かつ処理を委託する産業廃棄物に、排出量および移動量を把握すべき第一種指定化学物質（PRTR 届出対象物質）が含まれている、または付着している場合には、委託契約書に記載することが必要となりましたので、ご案内申し上げます。

つきましては、第一種指定化学物質等取扱事業者に該当される排出事業者様におかれましては、対象物質が含まれる産業廃棄物の処理を当社へ委託いただいている場合、対象産業廃棄物の情報を WDS（廃棄物安全データシート）※にご記載のうえ、弊社担当者までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

なお、複数の該当産業廃棄物を委託されている場合は、品目ごとに WDS のご提出をお願いいたします。

【対象の排出事業者様】※対象の場合は弊社にお申し出お願いいたします。

- ・第一種指定化学物質等取扱事業者（PRTR 対象事業者）かつ、委託する産業廃棄物に、排出量および移動量を把握すべき第一種指定化学物質（PRTR 届出対象物質）が含まれている、または付着している場合

【改正に伴い、実施が必要なこと】

- ①対象産業廃棄物の情報を品目ごとの WDS（廃棄物安全データシート）のご提出

※WDS の詳細および様式は、環境省 HP 等をご参照ください。

- ②契約書への追記記載

- ・第一種指定化学物質が含有・付着している旨
- ・含有・付着している第一種指定化学物質の名称及び量又は割合

※既に当社と委託契約を締結いただいている排出事業者様（自動更新を含む）におかれましては、本改正に伴う記載事項の追加が必要となるため、次回の契約更新時までには覚書の締結もしくは再契約のお手続きをお願いいたします。

弊社営業担当者へのお申し出後、委託契約の対応について個別にご相談させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、第一種指定化学物質等取扱事業者ではない排出事業者様につきましては、本改正による、特段の対応は不要です。

敬具

以上